

海外展開支援事業費補助金

市内経済の活性化や地域産業の振興に繋げることを目的に、市内中小企業者の海外展開を促進するための、自社独自の活動(※1)、公的支援機関等を活用した活動または市主催の海外販路開拓事業に関する活動(市が指定した事業に限る)に要する費用の一部又は全部を補助します！

※1 民間支援機関の活用を含む

対象者

飯塚市内に主たる事業所または事務所を置く中小企業者

対象事業

日本国外への販路を新たに開拓しようとする事業

※自社製品に限らず、他社製品を自社が仲介して取り組む事業も含まれます

(イメージ)



海外視察



商談会や展示会(オンライン含む)



広報活動



サンプル輸出



表彰制度申請

対象経費

旅費、宿泊費、通信運搬費、出展料、通訳・翻訳費、印刷製本費、広告宣伝費、参加費、登録料、委託費等

※国、都道府県その他の公的機関から補助金の交付があった場合は、その補助金分を控除して算出します

補助率・補助限度額・申請上限回数

- ① 自社独自の活動：(申請回数上限1回)
 - ・補助率2/3以内 補助限度額10万円
- ② 公的な支援機関等を活用した場合：(申請回数に上限なし)
 - ・0万円～ 2万円未満：実費全額補助
 - ・2万円以上～ 3万円未満：2万円の定額補助
 - ・3万円以上～ : 補助率2/3以内(補助限度額20万円)
- ③ 市主催の海外販路開拓事業に関する活動：(申請回数上限1回)
 - ・補助率3/4以内(補助限度額30万円)

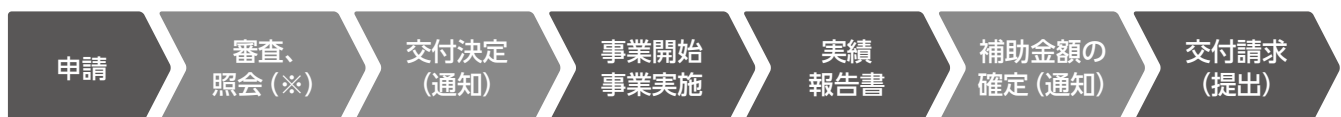
※①、②、③の組み合わせは自由です。

※ただし1補助事業者あたりの累計補助金交付額は30万円を限度とします。

飯塚市 HP は
こちら



事業の流れ



※審査照会には、1～2週間の期間を要します

・年度内に事業が完了するようにご注意ください。・詳細については、下記の電話・メールにてお気軽にお問い合わせください。

●お問合せ 国際政策課 国際経済推進係 ☎0948-22-5521 ✉kokusai@city.iizuka.lg.jp